

告 示

埼玉県告示第四百九十号

理容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十三号）第七条及び美容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十四号）第七条の規定による出張理美容師衛生講習として次のとおり指定した。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 講習の主催者

埼玉県知事 上田 清司

二 講習日程及び講習会場

イ 平成三十年八月二十一日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館

ロ 平成三十年九月十四日

埼玉県狭山市稲荷山二丁目十六番一号

埼玉県狭山保健所

ハ 平成三十年十月二十五日

埼玉県本庄市前原一丁目八番十二号

埼玉県本庄保健所

ニ 平成三十年十二月十九日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県庁第三庁舎